

動物愛護管理審議会の関係法令

東京都動物の愛護及び管理に関する条例

(動物愛護管理審議会)

第33条 動物の愛護及び管理に関する重要な事項について、知事の諮問に応じて調査及び審議を行わせるため、知事の附属機関として、東京都動物愛護管理審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、二十人以内の委員で組織する。
- 3 前項の委員は、学識経験を有する者及び関係行政機関の職員のうちから知事が委嘱する。
- 4 委員の任期は二年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 前各項に規定するもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

東京都動物の愛護及び管理に関する条例施行規則

(審議会)

第14条 条例第33条第1項の審議会は、次に掲げる事項について、調査し、及び審議して答申する。

- 一 動物の愛護に関すること。
- 二 動物の適正な飼養に関すること。
- 三 動物による人の生命及び身体への危害の防止に関すること。

第15条 審議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ、会長の指名する委員がその職務を代理する。

第16条 審議会は、知事が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 前項の場合において、会長は委員として議決に加わることができない。
- 5 前二条及び前各項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。